

3 県庁の「体質」の改革

(1) 財政の健全性の確保

県財政は、歳入の大幅な増加が見込めない中で、歳出面で義務的経費の増加が避けられず、依然として厳しい状況にある。また、今後、地方分権の進展の中で、地方税制度における県の自立性も高まることが想定される。

将来にわたり県民生活に必要なサービスを確実に提供していくためには、安定的な税收確保に努めるとともに、財政の健全性を確保し、計画的で安定的な財政運営を行うことが求められる。

このため、県経済の活性化などによる自主財源の確保に努めるとともに、歳出の縮減を行い、財政収支の改善を進める。

ア 財政の健全性の確保

財政の健全性を確保し、将来にわたり県民生活に必要なサービスを提供するため、計画的で安定的な財政運営を行う。

【今後3年間の取組目標】

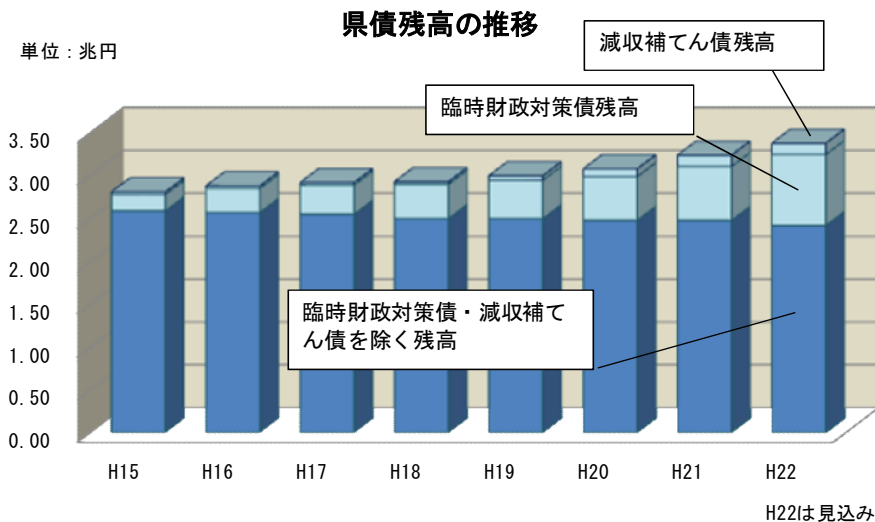
○ 中期財政収支見通しの作成

計画的で安定的な財政運営を行うため、3年程度の期間の中期財政収支見通しを作成する。

また、収支見通しは、景気動向や地方税財政制度の変更等を踏まえ、毎年度更新する。

○ 県債残高の管理

臨時財政対策債*などを除いた県で発行をコントロールすることのできる県債の残高を平成22年度決算時と比較し、平成25年度決算時には維持若しくは減少させる。



○ 県財政の情報開示と公会計制度見直しへの対応

県の財政状況に関する説明責任を果たすため、資産・債務の管理に必要な貸借対照表、行政コスト計算書^{*}、純資産変動計算書^{*}、資金収支計算書の4つの財務書類の情報公開に引き続き取り組む。

また、国において進められている新地方公会計制度の検討状況を踏まえ、財政状況の一層の説明責任の履行と財政運営の効率化・適正化に向けた公会計制度の見直しへの対応を行う。

イ 自主財源の確保

財政の健全性の確保に向け、県税収入の確保や県有資産の売却・貸付などにより一層の自主財源の確保を図る。

【今後3年間の取組目標】

○ 県税収入の確保

収入未済額の大きい個人県民税の賦課徴収を担う市町村への支援や、滞納件数の多い自動車税を中心に税収確保対策を実施し、納税率を全国平均に近づけるとともに、コンビニエンスストアで納税できる県税の種類拡大など納税方法の多様化を進め、引き続き県税収入の確保に努める。

○ 県有資産の売却・貸付

県有資産の有効活用を図るとともに、新たな財源の確保に寄与させるため、引き続き未利用県有資産の売却や貸付を進める。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
県有資産の売却・貸付	売却件数 6件	10件	10件

○ 税外未収金回収体制の強化

未収債権の管理を徹底し確実な回収を行うため、債権管理連絡会議を中心に、徴収困難な未収金の管理に関するガイドラインの作成や職員研修の実施、債権回収への民間委託の導入など、債権管理所管課が行う債権回収の効果を高めるための対策を実施する。

○ 企業広告の活用

自主財源を確保するため、広報紙やホームページ等の広報媒体や県営住宅などの県有施設を用いた企業広告を引き続き実施するとともに、新たに県庁舎の内部壁面を活用した企業広告を検討する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
企業広告の活用 ・広報紙、HP ・県営住宅壁面 (浦和高層住宅)	企業広告の掲載		
		企業広告の掲出(24年度中に住宅建替予定)	
・自動車税納税通知書用 封筒	広告募集 意見聴取	意見を反映させた広告募集の実施	
・県庁舎の活用検討	課題整理 方針決定	(導入の場合) 本庁で試行	地方庁舎への 拡大検討

○ 使用料・手数料の適正化

受益者負担の徹底の観点から、現在の社会情勢に適合しなくなった減免制度や受益に見合わない使用料・手数料を適切な水準へと見直す。

ウ 県経済の活性化

県内企業の支援や県への企業立地を促進し、県経済の活性化による自主財源の確保を図る。

【今後3年間の取組目標】

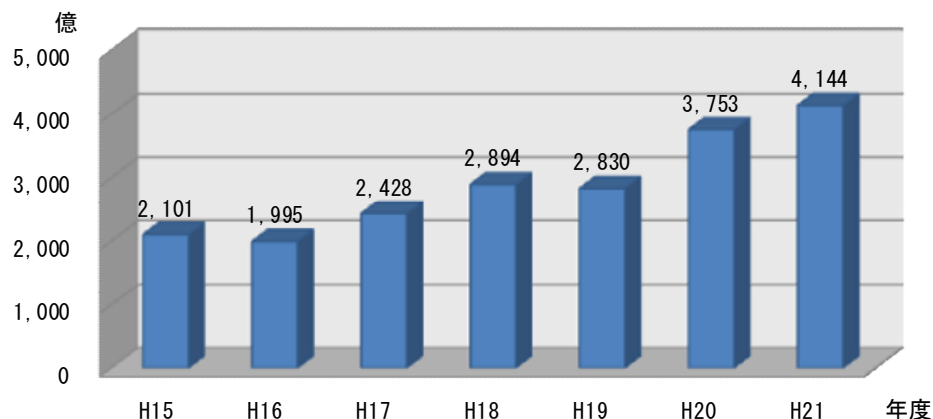
○ 県内中小企業・ベンチャー企業の支援

中小企業を取り巻く経営環境は依然厳しい状況にあるため、制度融資の充実、研究開発の支援、知的財産活用の支援、経営革新への取組支援などを引き続き実施し、県内中小企業の活動を支援する。また、新たな経済効果を生む創業やベンチャー企業への支援について、創業・ベンチャー支援センターを中心に、関係機関との連携を強化しながら引き続き取り組む。

・制度融資の充実

制度融資を充実させることで、地域経済を支える県内中小企業の資金調達の円滑化を図る。

県制度融資実績の推移



- 研究開発の支援

産学コーディネーター*が中心となり、大学や研究機関と企業との情報共有の場づくりやマッチング支援を行う。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
研究開発の支援	コーディネーターによるマッチング支援 産学共同研究グループ数：20件/年		
	→		

- 知的財産の活用

知的財産総合支援センター埼玉を中心に、中小企業の知的財産活用への取組、課題に対応するための支援を行う。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
知的財産の活用	知的財産総合支援センター埼玉による支援 支援数：3,500件/年		
	埼玉県第3期知的財産戦略(仮称)に基づく支援		
	→		

- イノベーション(経営革新)*の支援

中小企業のイノベーションへの取組を支援する「埼玉県チャレンジ経営宣言企業登録制度」及び「経営革新計画承認制度」を推進し、意欲的な企業の取組を支援する。

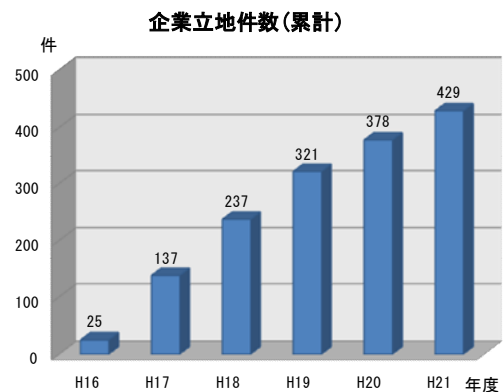
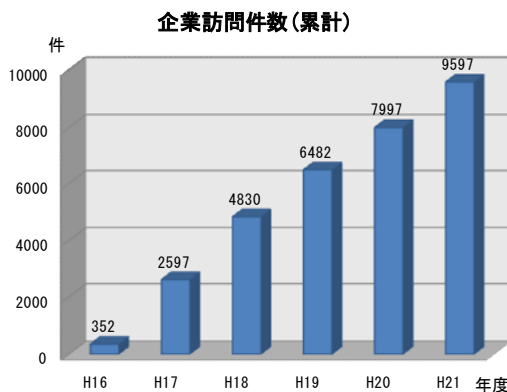
取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
イノベーション（経営革新）の支援	普及啓発、企業の発掘、県のイノベーション支援チームによる支援 埼玉県チャレンジ経営宣言企業登録制度の推進 登録件数：1,000件/年 経営革新計画承認制度の推進 承認件数：500件/年		

・創業の支援【再掲（参照29頁）】

○ 企業立地の推進

企業誘致のターゲットを成長産業や埼玉の特性を生かす産業に重点化するとともに、立地企業へのフォローアップを実施する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
企業立地の推進	企業訪問 5,000件/3年（H22～24）		
	企業立地 100件/3年（H22～24）		



※企業誘致大作戦（H17.1～H19.3）
チャンスメーカー埼玉戦略（H19.4～H22.3）

○ 圏央道を活用した産業の活性化

・圏央道へのアクセス道路等の重点的整備

平成24年度末までにインターチェンジへのアクセス道路など8路線8箇所を引き続き整備する。

- ・新たな産業基盤の整備

圏央道周辺地域（インターチェンジ、ジャンクションから概ね5 kmの範囲の地域。市街化区域を含む。）において、工場や流通加工施設などを集積させるための産業基盤を平成23年度末までに300 ha（事業着手面積を含む。）整備する。

- 若年求職者の就業支援

ヤングキャリアセンター埼玉を中心として、学生や新卒未就職者、フリーター等の若年求職者への支援を強化する。

エ 特別会計・基金の見直し

【今後3年間の取組目標】

- 特別会計・基金の見直し

設置から相当の期間が経過し、社会情勢や財政規模など設置当時の前提条件が大きく変化している特別会計や基金について、その存続の必要性を検討する。

オ 歳出の縮減

財政の健全性を確保するため、「事務事業の総点検」や「行政の値札」を踏まえ、コストの最少化、補助金等の見直しにより歳出を縮減する。

【今後3年間の取組目標】

- 人件費の縮減

これまで、職員定数の削減や給与構造の改革等により人件費の縮減に努めてきたが、依然として歳出に占める人件費の割合は大きく、財政硬直化の要因となっている。

財政の弾力性を確保するため、サービス水準の維持・向上に配慮しつつ、職員定数及び給与の適正な管理を引き続き行う。

- 県債の発行手法の多様化

新たな発行条件決定方式^{*}の導入など県債の発行手法の多様化を進め、資金調達における県債の競争性を高め、より有利な条件で県債を発行することで、公債費の縮減を図る。

- 投資家向け広報の充実

これまでの投資家一般を対象とした説明会などに加え、地方銀行や信用金庫などを中心とした説明会を新たに実施するなど、投資家向け広報を充実させることにより投資家層を拡大し、安定的な資金調達を図る。

○ **法令外分担金の見直し**

平成21年度に、157団体に対する法令外分担金の拠出について、拠出先の財務状況や加入の必要性を精査し見直しを実施した。

今後は、全国知事会で議論されている国関係法人への支出について、その改革の方向性を踏まえ、他の都道府県と連携して法令外分担金の見直しに取り組む。

○ **補助金の見直し【再掲（参照21頁）】**

○ **IT運用コストの最少化【再掲（参照22頁）】**

○ **施設管理コストの最少化【再掲（参照29頁）】**

○ **公共事業コストの適正化【再掲（参照30頁）】**

(2) 簡素で効率的な組織の追求

全国的にも地方財政の状況が厳しい中、本県は県民1万人当たりの職員数が全国一少ない体制で、県民サービスの維持・向上を図りつつ、効率的な行政運営を行っている。最少の経費で最大の効果を上げるためには、県民ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な執行体制の構築を更に追求することが必要である。

このため、県民サービスの維持・向上を図りつつ、今後も事務事業の徹底的な見直し、類似業務の一元化・集約化や民間へのアウトソーシングの推進により、更に簡素で効率的な執行体制を築く。

ア 類似業務の一元化、集約化等による組織の効率化

(ア) 効率的な執行体制の確保

業務執行の効率化を進めるとともに、処理件数等の事務量に応じた適切な執行体制を確保する。

【今後3年間の取組目標】

○ **本庁と地域機関との間における許認可事務等の執行体制の見直し**

許認可事務や相談事務の執行体制について、本庁と地域機関それぞれの役割分担を見直し、効率的な執行体制を検討する。

○ **地域機関における総務事務の更なる集約化の検討**

平成21年度から地域機関の総務事務について集約化を進めてきたが、集約化が行われていない地方庁舎（朝霞、川口）について総務事務の集約化を検討する。

○ **県立学校における総務事務の効率化**

県立学校の総務事務（人事、給与、服務、福利厚生）について、平成23年度から総務事務システムのすべての機能を稼働させる。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総務事務システムのすべての機能稼働	サービス機能の導入	運用	
	→		

○ 県税事務所の再編の検討

県税収入の確実な確保と組織の効率化を図るため、県税事務所の統廃合など事務所の再編の検討を行う。

また、併せて業務を精査した上で、民間委託を進めていく。

○ 総合リハビリテーションセンターのあり方の検討

病院部門について、リハビリテーション医療の現状と将来展望を踏まえ、利用者の確保と安定した料金収入の確保のための対策を検討する。また、福祉部門については、現在病院部門との一体的な運営を行っているが、そのあり方について検討を行い、総合リハビリテーションセンターのあるべき姿を改めて整理する。

○ 衛生研究所の執行体制の見直し

平成25年度に予定している衛生研究所の吉見町への移転に合わせ、現行の本所（さいたま市）と支所（深谷市）の体制を見直し、支所の廃止を含め効率的な執行体制を整備する。

○ 単独地域機関のあり方の検討

計量検定所や農村整備計画センターなどの単独設置の地域機関について、本庁や他の地域機関との役割分担を見直し、集約化させるなど、より効率的な執行体制を検討する。

○ 審議会等の附属機関の見直し

審議会、協議会等の附属機関について、その設置の必要性や代替措置の有無、附属機関を含めたトータルの事務処理の効率化などの観点から、審議会等の附属機関の廃止や統合について検討を行う。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
審議会等の附属機関の見直し	全庁的な状況調査の実施 廃止・統合の検討	廃止・統合	
	→		

(イ) 役割分担からの見直し

業務の効率的執行やサービスの向上を目指す民間開放を推進するとの観点から、業務のあり方を見直す。

【今後3年間の取組目標】

○ 税務事務の民間委託の拡大

自動車税コールセンター^{*}の設置に引き続き、県税事務所の事務のうち徴税吏員としての権限を要しない事務について精査した上で、可能な事務について民間委託を進める。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
税務事務の民間委託の拡大	県税事務所における試験的な導入	試験的な導入の継続、検証の実施	検証結果を踏まえ実施
		→	→

○ 花と緑の振興センター植物見本園管理業務の民間委託

花と緑の振興センターの植物見本園管理業務について、平成23年度から民間委託を実施する。

○ 用地交渉業務の民間委託の拡大

権利者に対して土地建物等の損失補償、契約内容及び登記手続等の説明を行う補償説明業務について、民間委託の拡大を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
用地交渉業務の民間委託の拡大	委託の拡大	委託の拡大	
	→	→	

○ 県庁組織への民間人材パワーの積極的な活用【再掲（参照12頁）】

○ パスポート申請受付・交付事務の民間委託【再掲（参照12頁）】

○ 調理師試験の実施に関する事務の指定試験機関への委任

調理師試験の実施に関する事務について、平成23年度から調理師法の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた指定試験機関に委任する。

イ 簡素で効率的な業務執行による定数のスリム化

厳しい経済情勢下における雇用の創出・確保、みどりと川の再生や地球温暖化対策など環境問題への対応、介護、医療の充実による安心した暮らしの確保など、県は様々な分野における行政需要に適切に対応していく必要がある。

知事部局の職員定数については、平成23年度に県民1万人当たりの職員数が11人台となるように、新行財政改革プログラム（平成20年度～22年度）では、3年間で500人の定数の削減を実施してきた。平成22年4月1日現在では、県民1万人当たり12.1人（全国平均23.8人）と全国一少ない職員数で効率的な運営を行っている。

今後も、「選択と集中」の考え方の下、県民ニーズに的確にこたえつつ、更に類似業務の一元化・集約化や民間へのアウトソーシングの推進により効率性を高め、定数の更なるスリム化を図る。

これにより、県民1万人当たりの職員数11人台を達成するとともに、県民1万人当たりで全国一少ない職員数を堅持する。

※地域主権改革により国から移管される人員分は除く。

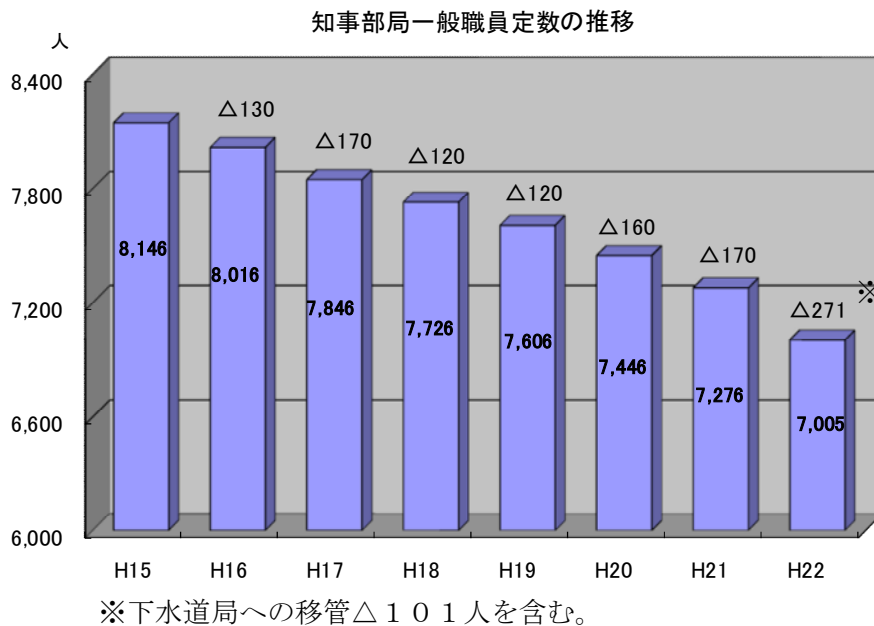
※企業局、病院局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、各々作成する計画により職員定数を適切に管理する。

【今後3年間の取組目標】

○ 知事部局職員定数の削減

知事部局において本プログラム期間中（平成23年度～25年度）に300人程度の職員定数の削減を目指す。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
知事部局職員定数の削減	計画期間中に300人程度の削減を目指す		
			→



ウ 地域主権改革による新たな県の組織の検討

【今後3年間の取組目標】

○ 地域主権改革による新たな県の組織の検討

国と地方との間で協議が進められている地域主権改革の動向を踏まえ、ハローワークなど国の出先機関の移管が行われた場合における新たな県の組織体制を検討する。

(3) 意欲と能力のある職員の育成

県庁のスリム化を進める中、県民ニーズに的確に対応するには、職員一人ひとりの能力を高め、その能力を最大限発揮させるとともに、職員の仕事に取り組む意欲を高めていく必要がある。

このため、専門性を高めるための研修などにより職員の能力開発を進める。また、職員の意識改革を進めるとともに、適材適所の配置を行い、仕事を通じて能力を発揮させることにより、職員の意欲と能力を最大限に高める。

ア 意欲と能力に満ちた人材の育成

職員一人ひとりの能力と仕事に取り組む意欲を高め、その能力を最大限に発揮させる。

【今後3年間の取組目標】

○ 彩の国人材開発ビジョンの見直し

職員一人ひとりの更なる能力開発を図るため、平成23年度に「彩の国人材開発ビジョン」を見直し、平成24年度以降、見直し後のビジョンに基づく人材開発を進める。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
彩の国人材開発ビジョンの見直し	ビジョンの見直し	新たなビジョンに基づく施策の実施	
	→		

○ 専門性の高い職員の育成

・ 専門性を重視した人事管理

職員の専門性を高めるため、民間企業等への派遣研修において、エキスパート型派遣の拡充を行うとともに、専門性を重視した職員配置などの人事管理を行う。

・ 高度IT人材の育成

情報政策の立案及び施策推進ができる高度なITスキルを有する人材を計画的に育成するため、IT専門研修を実施する。

・ 各部局における人材の育成

業務遂行において必要となる専門的な知識や技術を習得させ、更なる能力の向上を図り、県民に対して質の高いサービスを提供するため、税務職員研修や土木技術職員研修など各部局における研修の充実を図る。

○ 「他流試合」等による職員の能力開発

・ 「他流試合」を意識した研修の実施

県民視点に立った幅広い視野を備えた人材を育成するため、民間企業での現場体験を取り入れた体験型研修や派遣研修を実施する。

・ 大学派遣研修の実施

重要な政策課題を解決する上での必要な専門的知識、能力及び幅広い視野を備えた人材を育成するため、国内の大学（大学院）への派遣研修を実施する。

○ 海外派遣研修の実施

国際化がますます進展し、産業支援などの面でグローバルな対応が求められるとともに、職員には広い視野に立って政策を立案することが求められる。こうしたニーズに対応するため、柔軟な発想と実行力のある職員を育成する必要があるため、海外の大学院、団体、企業等への派遣研修を実施する。

イ 職員の意識改革

改善運動の一層の全庁展開や職務執行三則の徹底により職員の意識改革を更に進めるとともに、職員表彰制度や応募制度の活用により職員の仕事への意欲の向上を図る。

【今後3年間の取組目標】

○ 改善運動の一層の全庁展開

職員の意識改革及び職場の業務改善を図るため、全庁的な推進体制の下、職場単位で所管する業務の改善に取り組む「3Sカイゼン」及び個人単位で身近な事務改善に取り組む「ひとり1カイゼン」を引き続き実施する。

また、職員の職務を執行する上での執務態度や心構えを定めた「職務執行三則」について、引き続き職員への周知徹底を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
改善運動の一層の全庁展開	3Sカイゼン、ひとり1カイゼンの実施 優良事例の全庁展開、職務執行三則の徹底		

○ 職員のモチベーション向上

職員の優れた業績や取組を表彰する職員表彰や3Sカイゼン及びひとり1カイゼンにおける表彰を引き続き実施する。

また、職員の意欲を人事配置に反映させるため、職員が希望する職に自ら応募する職員応募制度を引き続き実施する。

○ 職員のワークライフバランス^{*}の推進

職員がライフステージに応じた多様な働き方ができるよう、育児や介護などの事情に配慮した勤務環境の整備を図るとともに、総労働時間の短縮を図る。

ウ 能力を最大限に発揮させる場の提供

能力・実績主義の人事管理の徹底や適材適所の人事配置により、職員の能力を最大限に発揮できる場を提供する。また、メンタルヘルス不調の職員に対して、早期に対応して復職させるなどメンタルヘルス対策を引き続き実施することにより、職員の能力を十分に発揮させる。

【今後3年間の取組目標】

○ 能力・実績主義の人事管理の徹底

能力・実績主義の人事管理制度を徹底するため、地方公務員法の改正など国の動向を踏まえ、標準職務を遂行するための能力基準の策定、改正に伴う人事評価制度の見直し、評価結果の人事管理全般への活用などについて検討を進めながら、能力・実績に基づく人事管理の更なる推進を図っていく。

○ 適材適所の人事配置

自己申告制度や職員応募制度の活用、実績を上げた職員の適切な処遇、業務の専門性への配慮など適材適所の人事配置を徹底する。

○ 職員のメンタルヘルス対策の実施

職員を対象にメンタルヘルスに関する研修や相談、指導を実施する。また、メンタルケア対策委員会を通じ、対策の総合的推進とケースの実情に応じたきめ細かな対応に引き続き取り組む。

エ 職員の地域活動への支援

【今後3年間の取組目標】

○ 職員の地域活動への支援

自分の時間を活用して、福祉、子育て、地域づくり、自治会、PTAなどの地域活動に取り組もうとする職員を支援するため、職員表彰制度の創設や情報交換の場の設置などを検討し、職員が地域活動に参加しやすくするための環境づくりやきっかけづくりを行う。

(4) 徹底した仕事のカイゼン

これまでも総務事務の集約化、ITの積極的な活用などによる間接業務の見直しや地域機関への権限移譲に取り組んできたが、引き続き日常の業務や間接業務の改善を徹底的に進める。また、複数年度のスパンの観点での見直しや地域機関への権限移譲により、事務事業の効率化を進めるとともに、財務会計などのチェック機能を強化する。

ア 日常の業務の更なる効率化

ITによる業務改善や改善運動の更なる全庁展開により、日常の業務の効率性を高める。

【今後3年間の取組目標】

○ **業務分析に基づく事務改善の徹底**

業務分析手法を活用して業務の流れを分析し、事務処理に要する時間や事務の重複などを精査し、効率化に向け全庁的な事務改善を行う。
また、職場環境の維持改善を図るため、「5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰《習慣化》）運動」を徹底する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
業務分析に基づく 事務改善の徹底	課題の把握 改善策の検討	改善策の実施	効果の検証 必要に応じた修正
	5S運動の実施		

○ **ITの活用による業務環境の改善【再掲（参照24頁）】**

○ **改善運動の一層の全庁展開【再掲（参照44頁）】**

イ 間接業務の更なる改善

総務事務の効率化を推進し、その執行体制のスリム化を図る。

【今後3年間の取組目標】

○ **地域機関における総務事務の更なる集約化の検討**

【再掲（参照38頁）】

○ **県立学校における総務事務の効率化【再掲（参照38頁）】**

ウ 複数年度スパンの観点での事務事業の効率化

毎年度実施している事務事業について、年度を越えた複数年度のスパンの観点から、毎年度実施することの必要性や効果を検証し、必要性や効果の薄いものは隔年や2年置きの実施とするなど、事務事業の効率化を図る。

【今後3年間の取組目標】

○ **補助金交付事務の見直し**

複数年度にわたる事業に対する補助金について、交付申請や実績報告の際の添付書類を初年度のみの提出とするなどの見直しを行う。

○ **イベントの見直し**

毎年度実施しているイベント事業について、毎年度開催することの必要性や効果を検証し、事業の見直しを行う。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
イベントの見直し	見直し対象の調査 検証・方針決定	事業の見直し	
	→		→

エ 地域機関への権限移譲の推進

【今後3年間の取組目標】

○ 地域機関への権限移譲の推進

的確かつスピーディーな意思決定を行うため、本庁と地域機関の権限を見直し、地域機関が実施することにより効率的な事務処理ができるものについて、引き続き地域機関への権限移譲を進める。

オ 財務会計などに対するチェック機能の強化

検査・審査、監査の仕事のチェック機能を強化し、事務の適正な執行を確保する。

【今後3年間の取組目標】

○ 適正な財務会計の確保

各種の事業を担当し、執行額も多額となる地域機関において、適正な財務事務を確保するため、会計管理者が行う財務審査・検査体制を強化するとともに、財務担当職員への研修・指導を充実する。

○ 監査機能のあり方の見直し

監査制度に係る国や全国知事会の議論を踏まえ、監査の執行体制や実施方法について検討を進めながら、本県における監査機能のあり方を見直していく。

(5) 出資法人^{*}等の優れた経営体への変革

指定出資法人については、県業務の補完・代替という設立目的の趣旨に沿った業務執行に努めるとともに、組織の効率化や収益性の向上を図り県から自立した「優れた経営体」となることが求められる。

このため、これまでも指定出資法人への財政支出の縮減や県からの派遣職員の段階的引き上げなどを実施してきたが、今後も、指定出資法人の自立的経営を促すため、引き続き経営改善の取組について指導を行う。

また、公益法人制度改革^{*}への適切な対応を図る。

ア 指定出資法人の改革

【今後3年間の取組目標】

○ 経営改善に関する県民への誓約制度の導入

各指定出資法人の経営やサービスの目標を数値化し、県民に約束し、その達成状況を分かりやすい形で県ホームページにおいて公表する仕組み（「経営改善に関する県民への誓約制度」）を導入する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経営改善に関する県民への誓約制度の導入	目標の設定、公表	法人、県による達成状況の評価	法人、県による達成状況の評価
	取組の実施	評価結果の公表 改善の実施	評価結果の公表 改善の実施
	一部評価の実施	一部評価の実施	新たな目標の設定準備
	→		

○ 公益法人制度改革への対応

公益法人改革関連三法の施行に伴い、公益法人制度改革の対象となる14の指定出資法人について、平成25年11月末までに「公益社団法人・公益財団法人」又は「一般社団法人・一般財団法人」のいずれかの形態へ円滑に移行手続をとることができるよう指導する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
公益法人制度改革への対応	移行手続きの進捗状況の把握		
	7法人申請	5法人申請	14法人全ての移行手続完了
	→		

○ 自主的、自立的な経営の促進

今後も、指定出資法人の自主的、自立的な経営を促進するため、引き続き、県からの財政支出の縮減や派遣職員の段階的な引き上げに努める。

○ 指定出資法人の公共調達改革の取組の推進

各指定出資法人における公共調達について、物品調達等の一般競争入札の拡大など、県に準じた公共調達改革を積極的に推進する。

イ 公益法人の改革

【今後3年間の取組目標】

○ 行政委託型公益法人の適正な運営の確保

県の指定を受け法令に基づく検査を行う法人など、いわゆる行政委託型の知事所管の特例民法法人の適正な運営を確保するため、会計処理の明確化、透明化などの指導監督を一層強力に推進する。

(6) 危機管理体制の強化

大地震等の発生時に、県として実施すべき優先業務をなるべく中断させず、また中断した場合でも早急に復旧させるため、平時から業務継続計画に基づく対策を実施し、県庁の危機管理体制の強化を図る。

【今後3年間の取組目標】

○ 業務継続マネジメントの推進

各部局において、業務継続計画に基づく訓練の実施、訓練結果の評価、評価を踏まえた計画の見直しといった一連の業務継続マネジメントを実施する。

(7) 地域主権改革への対応

地域主権改革の動向を踏まえ、県としては、改革の実現に向けて全国を先導する役割を果たすとともに、その成果を県民サービスの向上に着実に結びつけていかなければならない。

そのため、国から県への権限移譲に率先して取り組むとともに、県から市町村への権限移譲に的確に対応する。